

SJクイズ

[問題編]

Q1

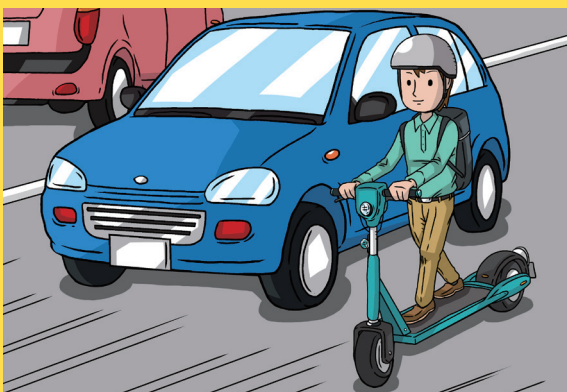
電動キックボードは一般原動機付自転車と2023年7月から新設された特定小型原動機付自転車の2種類があります。このうち特定小型原動機付自転車は運転免許が不要ですが、運転できるのは何歳以上でしょう？

- ① 13歳以上 ② 16歳以上 ③ 18歳以上

Q2

一般原動機付自転車の最高速度は30km/hですが、特定小型原動機付自転車の車道での最高速度は何km/hでしょう？

- ① 15km/h ② 20km/h ③ 25km/h



Q3

特例特定小型原動機付自転車は歩道を通行できるとされている時（「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている場所等）、その歩道を通行することができます。歩道での最高速度は何km/hでしょう？

- ① 6km/h ② 10km/h ③ 15km/h

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736

Q 1 **解答** ② 16歳以上

<解説>

特定小型原動機付自転車（以下、特定小型原付）は16歳以上であれば、運転免許がなくても利用することができる。ただし、2023年7月より特定小型原付に関する新たな交通ルールが適用されているので、特定小型原付の電動キックボードなどを利用する前に、以下の警察庁ホームページ※で交通ルールを確認してほしい。また、特定小型原付を公道で利用するためには、車両が道路運送車両の保安基準に適合し、ナンバープレートを取り付け、自賠責保険（共済）に加入しなければならない。保安基準の適合を確認した車両には製造時に「性能等確認済シール」が貼られているので、購入の際に確認しておくことが重要だ。

※ <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

Q 2 **解答** ② 20km/h

<解説>

特定小型原付は20km/hを超える速度を出すことができない。
車道と歩道または路側帯の区別があるところでは、車道を通行しなければならない（自転車道は通行可）。さらに、車道では原則として左側端に寄って通行しなければならないが、右側通行は禁止されている。

● 道路交通法施行規則で定める特定小型原付の基準

車体の大きさ	長さ：190 cm 以下 幅：60 cm 以下
車体の構造	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機として、定格出力が0.6kw以下の電動機を用いること ・20 km/hを超える速度を出すことができないこと ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと ・AT機構がとられていること ・最高速度表示灯が備えられていること

* 上記を満たさないものは車両形状等にかかわらず、その車両区分（一般原動機付自転車または自動車）に応じた法令の規定が適用される。

Q 3 **解答** ① 6km/h

<解説>

”特例”特定小型原動機付自転車（以下、特例特定小型原付）は、以下の2つの条件が揃ったときに歩道での走行が可能となる。

- ・自転車通行可の標識や表示があること
 - ・「6km/hモード」など最高速度表示灯を点灯させ、6km/h以上の速度が出せない状態であること
- 特例特定小型原付とは、特定小型原付のうち、以下の①～⑤のいずれにも該当するもので、他の車両を牽引していないものである（遠隔操作により通行させることができるものを除く）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること ②最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6km/hを超える速度を出すことができないものであること ③側車を付けていないこと ④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること ⑤鋭い突出部のないこと |
|---|

そのため、特定小型原付や特例特定小型原付をアクセルの操作により6km/hを超えない速度で走行させていても、歩道の走行はできないことに注意してほしい。駐車車両が多いなど、やむを得ず、車道を走行できない場合には、車両を手押しして歩道を通行することが望ましい。また、歩道を通行する時は、歩道の中央から車道寄りの部分または普通自転車通行指定部分を通行しなければならないが、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止する必要がある。

【使用上の注意】

● 営利目的での利用はおやめください ● 内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ● その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736